

議会議案第 1 号

特別自治市構想の法制化及び推進に関する慎重な議論を求
める意見書の提出について

特別自治市構想の法制化及び推進に関する慎重な議論を求めることに
関し、次のとおり意見書を提出する。

令和 8 年（2026年） 7 月 14 日 提出

提出者 鎌倉市議会議員 小野田 康 成

賛成者 同 上 水 上 武 史

同 同 上 中 村 聡一郎

特別自治市構想の法制化及び推進に関する慎重な議論を求める意見書

現在、指定都市市長会などを中心に道府県から独立して二重行政を解消し、一元的に全ての事務を担う「特別自治市構想」の実現に向けた要望や法制化への動きが進められている。

大都市における行政の効率化や意思決定の迅速化、ひいては住民サービスの向上を目指すという大都市側の趣旨や危機感については理解できる部分もある。しかしながら、本構想の実現が周辺自治体や県全体の行財政及び広域的な住民福祉に及ぼす影響は極めて甚大であり、いまだ多くの課題や懸念が解消されていない。特に以下の点において極めて重大な懸念を抱かざるを得ない。

1 税収の偏在と広域自治体（県）の財政基盤への深刻な影響

富源が集中する指定都市が県から完全に独立した場合、県の税収は大幅に減少する。一方で、県が担うべき広域的なインフラ維持、過疎地・中山間地域への支援、防災対策などの負担は相対的に増大し、大都市周辺の市町村や県全体の財政基盤が著しく弱体化するおそれがある。

2 広域的な行政サービスの分断と地域格差の拡大

医療、公共交通、産業振興、環境対策など、今日の行政課題の多くは一自治体の境界を越えた広域的な連携を不可欠としている。大都市のみが独立した行政主体となることで、これまでの県と市町村による緊密な連携が分断され、地域間における住民サービスの格差や、いわゆる「都市部と周辺部の二極化」を助長しかねない。

3 住民への十分な説明と合意形成の不足

本構想は、単に一つの都市の制度変更にとどまらず、国・県・市町村の在り方を根本から変える「地方自治制度の大改革」である。しかしながら、大都市圏以外の住民や周辺自治体に対して、その影響や不利益に関する具体的な情報開示や説明は極めて不十分であり、国民的・住民的な合意形成がなされているとは言い難い。

地方自治の根幹は、一部の都市の利便性のみを追求するものではなく、地域全体の均衡ある発展と、全ての住民の安心・安全な暮らしを保障することにある。よって、政府及び関係機関におかれては、大都市側の主張のみに偏ることなく、周辺自治体や県全体の行財政に与える影響を多角的に検証し、地方自治の本旨に基づいたより慎重な話し合いの元に議論を進められるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年（2026年）7月15日

鎌倉市議会